

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 4 月 30 日 (水曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承第 2 号 専決処分の承認について (下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例)
日程第 5 承第 3 号 専決処分の承認について (下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 6 同第 5 号 下呂市教育委員会委員の任命について
日程第 7 議第 60 号 令和 7 年度下呂市一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 8 下呂市議会常任委員会委員の選任について
日程第 9 下呂市議会運営委員会委員の選任について

(追加日程)

- 追加日程第 1 下呂市議会議長の辞職の件
追加日程第 2 選第 1 号 下呂市議会議長の選挙について
追加日程第 3 下呂市議会副議長の辞職の件
追加日程第 4 選第 2 号 下呂市議会副議長の選挙について
追加日程第 5 下呂市議会特別委員会委員の選任について

出席議員 (14 名)

議長	中 島 達 也	1 番	下 平 裕次郎
2 番	桂 川 融 己	3 番	大 西 尚 子
4 番	高 井 範 和	5 番	桂 川 いずみ
6 番	加 藤 久 人	7 番	鷲 見 昌 己
8 番	田 口 琢 弥	9 番	森 哲 士
10 番	田 中 喜 登	11 番	尾 里 集 務
12 番	中 島 ゆき子	13 番	今 井 政 良

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	熊 崎 龍 毅

総務部長	大前 栄 樹	まちづくり 推進部長	田谷 諭 志
地域振興部長	小林 哲	教育委員会 事務局長	山中 明 美
環境部長	中島 一 栄	上下水道部長	今村 正 直
農林部長	青木 秀 史	建設部長	今井 伸 哉
市民保健部長	森本 千 恵	福祉部長	小澤 和 博
観光商工部長	小池 雅 之	消 防 長	遠藤 丙 午

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 添 誠	書	記	加藤 冬 城
--------	-------	---	---	--------

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也議員）

皆さん、おはようございます。

お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で、定足数に達しています。

これより令和7年第3回下呂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、会議システムで配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番 尾里集務議員、12番 中島ゆき子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也議員）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也議員）

日程第3、諸般の報告を行います。

定期監査結果報告及び例月現金出納検査結果報告は、会議システムで配付のとおりであります。

◎承第2号及び承第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第4、承第2号 専決処分の承認について（下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例）、日程第5、承第3号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上2件を一括議題といたします。

承第2号及び承第3号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大前栄樹）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の2ページをお開きください。

承第2号 専決処分の承認について（下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例）。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和7年4月30日提出。

提案理由です。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日に施行されることに伴い、下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次ページをお開きください。

令和7年3月31日付の専決処分書です。

詳細は条例要綱で説明しますので、24ページをお開きください。

下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由です。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日に施行されることに伴い、当該条例等の一部を改正するものでございます。

2. 概要です。(1)公示送達制度の見直しに伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第18条、第18条の3関係です。これは、インターネットを用いる方法が定義されるため、併せて改正するものです。

(2)個人住民税の特定親族特別控除の創設に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第34条の2、第36条の2第1項、第36条の3の2、第36条の3の3関係です。これは、大学生等の扶養親族を持つ扶養者に対して、扶養親族の給与収入が150万までは63万円の所得控除が受けられ、150万を超えても188万までは段階的に所得控除が受けられ、扶養親族が給与所得を得ても扶養者の税負担の急増を防ぎ軽減するものです。

(3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による条ずれに伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第36条の2第9項、第63条の2、第89条第2項第2号、第139条の3、第149条、第2条による改正中第8条関係です。

(4)軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直しに伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中第82条、第89条第2項第5号関係です。これは、原動機付自転車のうち、二輪車で総排気量125cc以下かつ最高出力が4.5キロワット以下に係る軽自動車税種別割の税率を現行の50cc原付バイクと同様の2,000円とするものです。

(5)道路交通法の改正によるマイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、対応する規定

を改めます。第1条による改正中第90条第2項から第3項関係です。

(6)固定資産税の減額に係る特定マンションの特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定の新設及び地方税法の改正による条ずれに伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中附則第10条の2、附則第10条の3、附則第10条の4関係です。

(4)加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例の新設に伴い、対応する規定を改めます。第1条による改正中附則第16条の2の2関係です。

(8)その他文言の訂正など所要の改正を行います。第1条による改正中第90条第2項、第142条関係です。

(9)この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、一部は令和8年1月1日、令和8年4月1日、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行します。改正附則第1条関係です。

(10)公示送達に関する経過措置を定めます。改正附則第2条関係です。

(11)市民税に関する経過措置を定めます。改正附則第3条関係です。

(12)固定資産税に関する経過措置を定めます。改正附則第4条関係です。

(13)軽自動車税に関する経過措置を定めます。改正附則第5条関係です。

(14)市たばこ税に関する経過措置を定めます。改正附則第6条関係です。

本条例は以上です。

続きまして、議案書の26ページをお開きください。

承第3号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和7年4月30日提出。

提案理由です。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次ページをお開きください。

令和7年3月31日付の専決処分書です。

詳細は条例要綱で説明しますので、31ページをお開きください。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由です。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要です。(1)基礎課税額に係る課税限度額を「65万円」から「66万円」に引き上げます。第2条第2項、第23条第1項関係です。

(2)後期高齢者支援金に係る課税限度額を「24万円」から「26万円」に引き上げます。第2条

第3項、第23条第1項関係です。

(3)低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗じた金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗じた金額を「54万5,000円」から「56万5,000円」に引き上げ、対象となる世帯を拡充します。第23条第1項関係です。

(4)この条例は、令和7年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(5)改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係です。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

しばらくお待ちください。

○総務部長（大前栄樹）

すみません、訂正をさせていただきます。

下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例要綱の(7)というところを(4)と誤って説明しました。おわびして訂正いたします。

○議長（中島達也議員）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました承第2号及び承第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、承第2号及び承第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

承第2号 専決処分の承認について（下呂市税条例及び下呂市宿泊税条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第2号については承認することに決定いたしました。

承第3号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第3号については承認することに決定をいたしました。

〔発言する者あり〕

大変失礼しました。承第3号の採決について、挙手全員と言いましたが挙手多数です。よって、承第3号については承認することに決定いたしました。

◎同第5号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第6、同第5号 下呂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

同第5号について、提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（中村好一）

おはようございます。

議案書32ページを御覧ください。

同第5号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、氏名、無笹ゆかり、年齢、55歳、住所は記載のとおりでございます。令和7年4月30日提出。

提案理由です。教育委員会委員 小口晃生氏が令和7年5月13日に任期満了となるためでございます。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第5号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第5号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

同第5号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第5号については同意することに決定いたしました。

◎議第60号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第7、議第60号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議第60号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま上程されました議第60号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算では、物価高騰対策に係る補正として定額減税調整給付金を速やかに支給するため、給付業務を委託へ切り替える予算のほか、戸籍システムのクラウド化に伴うセキュリティー設定、デイサービスセンターのエアコン設置、校務員の異動に伴う業務委託料の調整、馬瀬坂本線2の災害復旧に係る予算を計上させていただきました。

詳細につきましては、まちづくり推進部長が説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也議員）

次に、議第60号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第60号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の33ページを御覧ください。

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,131万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225億6,131万3,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年4月30日提出。

それでは、事項別明細書にて補正の主な内容を御説明申し上げます。

37ページをお願いいたします。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金、上段のデジタル基盤改革支援補助金82万5,000円の増額は、戸籍システムクラウド化に伴う住民基本台帳ネットワークセキュリティーシステム設定委託料に係る補助金で、その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金472万4,000円の増額は、定額減税調整給付金の給付事務に係る交付金となります。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、上段の地域福祉基金繰入金396万円の増額は、デイサービスセンターつつじ苑維持補修費の財源として繰入れするもので、その下の災害対策基金繰入金180万4,000円の増額は、坂本線2災害復旧事業の財源として繰入れするものでございます。

38ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、定額減税補足給付金事業472万4,000円の増額は、給付金の給付業務を国庫補助金を活用して職員による給付から業務委託へ切り替えるものとして不用となる予算を減額し、委託料を増額補正するものでございます。

その下の3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民事務費臨時82万5,000円の増額は、本年6月に共同利用の戸籍システムを廃止し、クラウド化するため国庫補助金を活用して、住民基本台帳ネットワークの接続に必要なセキュリティーシステム設定委託料を増額補正するものでございます。

39ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、4目介護保険費、介護関連施設維持補修費396万円の増額は、本年1月、デイサービスセンターつつじ苑の指定管理者から施設のセントラル空調設備の故障報告を受け、修理方法を検討した結果、個別エアコンを設置することとし、その工事費を増額補正

するものでございます。

1つ飛びまして、同ページ下段の10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、中学校管理諸経費279万円の減額は、4月1日の人事異動で竹原小学校の校務員が下呂中学校へ異動したことに伴い、校務員未配置学校における校務員業務委託料を1校分減額補正するものでございます。

なお、校務員が未配置となる小学校が増加したため、その委託料増額分は予備費で措置しております。

また、この異動に伴い、校務員旅費の組替え補正を併せて行うものでございます。

40ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費、過年市単災害復旧事業180万4,000円の増額は、坂本線2災害復旧事業の増額補正で、昨年12月に国へ重要変更協議を提出し、本年2月7日に国の同意を得て着手可能となりましたが、降雪により着手が遅れ、2月末に開始したものの降雪による被害拡大が確認されたため、のり面工の修正設計が必要となったものでございます。

14款予備費は、今回の補正の財源調整のため280万8,000円を増額するものでございます。

以上で令和7年度下呂市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 中島議員。

○12番（中島ゆき子議員）

議案書38ページ、最下段から39ページにかけまして、介護関連施設維持補修費396万円について3点質問いたします。

今回の補正予算は、デイサービスセンターつつじ苑の空調設備改修工事に伴う補正予算ですが、つつじ苑の建設年月及び耐震性について、1点目伺います。

あと2点目は、デイルームとして使うスペースが狭くなりますが、利用者の受入れに問題がないか伺います。

3点目ですが、3点目はデイサービスセンターのデイサービスの事務所と社協の事務所を使うこととなりますけど、こちらの2つの事務所の壁の取壊し等、今後改修が必要なのかどうか、その点について伺います。

以上3点お願いいたします。

○議長（中島達也議員）

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

ただいま質問いただきました質問に対して答弁をさせていただきます。

介護関連施設維持補修費が高齢福祉課の予算ですので、私のほうから答弁いたします。

まず1点目ですが、デイサービスセンターつつじ苑の建築年月日と耐震性ということですが、こちらの施設は平成11年の3月に建築をされております。新耐震基準以降の建築ということで、耐震基準は満たしておりますし、耐震性に関わるような建物の傷み等は現在のところはありませんので、耐震性は確保されているというような状況です。

次に、デイルームとしての使うスペースが狭くなるけれども、利用者の受入れに問題がないかというところです。

今回、空調設備の改修につきましては、デイルームとして使用する箇所が変わりまして、デイルームが非常にコンパクトになるということです。こちらについては、指定管理者と協議をした上で、利用者の利便性については支障がない運用が可能というふうに判断しておりますし、利用人数に対しても必要な広さ、また設置基準上も必要な面積を有しておるということで、受入れに関する問題はないというふうに判断をしております。

次に、事務所についての壁の取壊しの改修ということですが、こちらについては、今回、空調機器の設置を行うのみということで、今後も含めて壁の取壊しを実施する予定はありません。既存の部屋の仕切りそのまま使用することとしております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（中島達也議員）

12番 中島議員。

○12番（中島ゆき子議員）

御説明いただきましてありがとうございます。

つつじ苑に関しましては、平成30年から収支のところではずっと赤字が続いているということで、今回、この空調設備を改修することによって電気代が節約できるのではないかと思いますので、今後もこの施設の運営につきましては御報告いただきながら見守っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。以上です。

○議長（中島達也議員）

次に、質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川議員。

○2番（桂川融己議員）

38ページの定額減税補足給付金事業に関して1点お伺いさせていただきます。

こちらに関して、自庁対応から業務委託への切替えということでスピードが速くなると、そういったことも伺っていますが、それによってどれぐらい早まる想定なのか、そういったところが分かれば教えていただければと思います。

○議長（中島達也議員）

総務部長。

○総務部長（大前栄樹）

おおむね1か月強短縮できるというふうに算定しております。以上です。

○議長（中島達也議員）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第60号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第60号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第60号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第1号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

ここで、私が副議長に議長の辞職願を提出するために休憩をいたします。再開は10時15分といたします。

午前10時03分 休憩

午前10時15分 再開

○副議長（尾里集務議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、中島達也議長から議長の辞職願が提出されましたので、私が議事進行を務めさせて

いただきます。

追加日程がございますので、会議システムで配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいま会議システムで配付しております追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎下呂市議会議長の辞職の件

○副議長（尾里集務議員）

追加日程第1、下呂市議会議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当いたしますので、中島達也議員の退場を求めます。

〔議長 中島達也議員 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（田添 誠）

それでは、朗読いたします。

辞職願。私儀、このたび申合せ任期満了により議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し上げます。令和7年4月30日、下呂市議会議長 中島達也、下呂市議会副議長 尾里集務様。以上でございます。

○副議長（尾里集務議員）

お諮りいたします。中島達也議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、中島達也議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。中島達也議員の入場を許可いたします。

〔中島達也議員 入場・復席〕

休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 再開

○副議長（尾里集務議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、会議システムで配付いたします。

〔追加日程配付〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第2、選第1号 下呂市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎選第1号について

○副議長（尾里集務議員）

下呂市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 下平議員と2番 桂川議員を指名いたします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

この際、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、中島達也議員14票、以上となります。

有効投票数の4分の1以上が法定得票数となります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、中島達也議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました中島達也議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました中島達也議員の当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

登壇してください。

○新議長（中島達也議員）

ただいまは皆さんの御支持をいただきまして、まずもって心から感謝申し上げます。

思いは先ほど申し上げましたが、要は議員というのは個人営業みたいなもので、お互い切磋琢磨してやはり合意を図って1つにまとめていくというのが議会であるというふうに思っております。

私もこの本会議場では一番年も上になりました。心配される方も見えるかもしれませんが、前回の選挙で、70代は働き盛りということで戦ってまいりました。いささか酒の飲み過ぎとか、いろいろ心配される人もいるんですけど、一応気力は充実しております。生涯一書生のつもりで頑張ってまいりますので、これから皆さん支えていただきたいと思いますし、私のほうからもみんなにかく情報を共有しながら頑張っていきたいと思っております。本当に今日はありがとうございました。

すみません、ちょっと言い忘れましたので。

今晚夜半から市長と共に民間の観光交流で行ってまいります。4日に帰る予定でございますが、またLINEなんかで状況をいろいろ発信できればいいなと思っております。どうか留守にしますが、よろしく申し上げます。

○副議長（尾里集務議員）

これにて議長選挙を終了いたします。

ここで、私が議長に副議長の辞職願を提出するために休憩をいたします。再開は10時55分いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（中島達也議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、会議システムで配付いたします。

[追加日程配付]

休憩中に、尾里集務副議長から副議長の辞職願が提出されました。

日程についてお諮りいたします。ただいま会議システムで配付しております追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎下呂市議会副議長の辞職の件

○議長（中島達也議員）

追加日程第3、下呂市議会副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥に該当いたしますので、尾里集務議員の退場を求めます。

[副議長 尾里集務議員 退場]

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（田添 誠）

それでは、朗読します。

辞職願。私儀、このたび申合せ任期満了により副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し上げます。令和7年4月30日、下呂市議会副議長 尾里集務、下呂市議会議長 中島達也様。以上でございます。

○議長（中島達也議員）

お諮りします。尾里集務議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、尾里集務議員の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

尾里集務議員の入場を許可いたします。

[尾里集務議員 入場・復席]

休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（中島達也議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、会議システムで配付をいたします。

[追加日程配付]

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第4、選第2号 下呂市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

◎選第2号について

○議長（中島達也議員）

下呂市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 大西議員と4番 高井議員を指名いたします。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

この際、念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、森哲士議員13票、田中喜登議員1票、以上のとおりで、この選挙の法定得票数は4票でありますので、森哲士議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました森哲士議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました森哲士議員の当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

登壇してください。

○新副議長（森 哲士議員）

副議長の承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

昨今の社会情勢は、人口減少、少子高齢化、気候変動、長引く資源や食料の供給不足、それに伴う物価高騰など、厳しい社会状況は本市にも大きな影響を及ぼしております。

議会におきましても、本市が活力ある持続可能なまち、選ばれるまちとして発展していくことを、また議会運営においてどのような課題にも真摯に取り組み、市民の皆様になんげしていただける形で議会を運営し、今後一層市民に信頼される議会であるよう全力を尽くす所存です。どうぞよろしくをお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これにて副議長選挙を終了いたします。

休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（中島達也議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、会議システムで配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りします。ただいま会議システムで配付しました追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任についてを日程第9、下呂市議会運営委員会委員の選任についての後に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任についてを日程第9の後に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎下呂市議会常任委員会委員の選任について及び下呂市議会運営委員会委員の選任につ

いて並びに下呂市議会特別委員会委員の選任について

○議長（中島達也議員）

日程第8、下呂市議会常任委員会委員の選任について、日程第9、下呂市議会運営委員会委員の選任について、追加日程第5、下呂市議会特別委員会委員の選任について、以上3件を一括議題といたします。

下呂市議会常任委員会委員の選任について、下呂市議会運営委員会委員の選任について及び下呂市議会特別委員会委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

指名名簿を会議システムで配付いたします。

〔名簿配付〕

ただいまから指名名簿を事務局長が朗読いたします。

事務局長。

○議会事務局長（田添 誠）

それでは、委員を朗読させていただきます。

民生教育まちづくり常任委員会委員、1番 下平裕次郎議員、2番 桂川融己議員、3番 大西尚子議員、4番 高井範和議員、7番 鷺見昌己議員、9番 森哲士議員、12番 中島ゆき子議員の以上7名。

総務産業建設常任委員会委員、5番 桂川いずみ議員、6番 加藤久人議員、8番 田口琢弥議員、10番 田中喜登議員、11番 尾里集務議員、13番 今井政良議員、14番 中島達也議員の以上7名。

予算決算常任委員会委員、議長を除く13名。

議会運営委員会委員、6番 加藤久人議員、7番 鷺見昌己議員、8番 田口琢弥議員、10番 田中喜登議員、11番 尾里集務議員、12番 中島ゆき子議員、13番 今井政良議員の以上7名。

下呂温泉街整備特別委員会委員、議長を除く13名。

濃飛横断道・リニア特別委員会委員、3番 大西尚子議員、5番 桂川いずみ議員、6番 加藤久人議員、7番 鷺見昌己議員、8番 田口琢弥議員、10番 田中喜登議員、13番 今井政良議員の以上7名。

議会改革特別委員会委員、2番 桂川融己議員、4番 高井範和議員、7番 鷺見昌己議員、8番 田口琢弥議員、10番 田中喜登議員、12番 中島ゆき子議員、13番 今井政良議員の以上7名。

広報広聴特別委員会委員、1番 下平裕次郎議員、2番 桂川融己議員、9番 森哲士議員、10番 田中喜登議員、12番 中島ゆき子議員の以上5名でございます。

○議長（中島達也議員）

ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

次に、正・副委員長を報告いたします。

民生教育まちづくり常任委員会委員長、12番 中島ゆき子議員、副委員長、4番 高井範和議員。

総務産業建設常任委員会委員長、10番 田中喜登議員、副委員長、6番 加藤久人議員。

予算決算常任委員会委員長、8番 田口琢弥議員、副委員長、11番 尾里集務議員。

議会運営委員会委員長、13番 今井政良議員、副委員長、7番 鷺見昌己議員。

下呂温泉街整備特別委員会委員長、8番 田口琢弥議員、副委員長、11番 尾里集務議員。

濃飛横断道・リニア特別委員会委員長、7番 鷺見昌己議員、副委員長、6番 加藤久人議員。

議会改革特別委員会委員長、7番 鷺見昌己議員、副委員長、2番 桂川融己議員。

広報広聴特別委員会委員長、2番 桂川融己議員、副委員長、1番 下平裕次郎議員。

以上のとおりであります。

ここで、市長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

市長。

○市長（山内 登）

令和7年第3回下呂市議会臨時会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、本日上程いたしました全議案を可決、御承認いただき、誠にありがとうございました。また、本日新たに議長に就任されました中島達也議員、同じく副議長に就任されました森哲士議員、同じく新たに就任されました各委員会の委員長、副委員長の皆様方におかれましては、それぞれの御就任、誠におめでとうございます。今年度の円滑な議会運営に関しましては、よろしく御指導御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、皆様方の今後のますますの御活躍を御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（中島達也議員）

これもちまして、本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

令和7年第3回下呂市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時07分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年4月30日

議 長 中 島 達 也

副 議 長

署名議員 11番 尾 里 集 務

署名議員 12番 中 島 ゆ き 子